

水田等有効活用促進対策事業の実施に係る運用について

農林水産省生産局農業生産支援課長通知
制定 平成21年4月1日 20生産第10191号

第1 事業実施主体

地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3の（2）のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「市町村担い手協議会」という。）が要綱第2の1のなお書きにおいて事業実施主体となる場合、第1の3の（4）の規約の改正に当たっては、当該市町村担い手協議会の規約の定めに基づき手続きを行うことができるものとし、この場合には、都道府県水田農業推進協議会長（要綱第2の都道府県農業推進協議会をいう。以下「都道府県協議会」という。）に対しては、改正した旨を届け出ることとする。

第2 事業申請

本対策事業は、原則、実耕作者が申請を行うものとするが、地域の実態に照らして必要な場合には、実耕作者と地権者とが共同で申請することができるものとする。この場合、要綱別表の助成内容欄ごとに、交付金の受取人を定めることができるものとする。

第3 作付拡大について

実施要領第2の1の作付拡大とは、同第2の1に規定するほか、次により実施するものとする。

1 作付拡大面積の算定

作付拡大面積は、実施要領第2の1の（1）に規定するとおり、当該年産の作付面積の合計から平成20年産の対象作物の作付面積の合計を減じた面積を基本とし、この算定に際しては、経営規模拡大に伴う作付面積の拡大も含まれ得る。

2 畑不作付地への作付拡大

- （1）実施要領第2の1の（1）の畑不作付地への作付拡大には、畑裏作への作付拡大も含まれ得る。
- （2）事業効果の継続性を確保する観点から、畑不作付地へ作付拡大した場合にあっては対象作物における当該作付拡大を、実施要領第2の1の（2）の作付転換の場合にあっては当該作物において当該作付拡大を、作付を拡大した当年を含め3年以上継続することとする。（病気により営農の継続が困難に

なった場合等合理的理由がある場合を除く。)

3 地域全体における作付拡大

都道府県協議会及び地域水田農業推進協議会（要綱第2の地域農業推進協議会をいう。以下、「地域協議会」という。）並びに要綱第2の2で承認を受けた協議会は、自給力・自給率向上に向け、対象作物の作付拡大面積が、地域全体として増加するように推進に努めなければならない。

第4 単価調整

実施要領第3の4において単価調整を行う場合、各作物の単価は1円以上に設定するものとし、単価調整の結果、助成総額から残余が生じた場合、当該残余額は当該地域協議会から減額調整し計画的に繰り越すものとする。

第5 事業効果の把握

地域協議会及び要綱第2の2で承認を受けた協議会（以下、「地域協議会等」という。）の長は、要綱別表に掲げる低コスト・高品質化の推進の効果について取りまとめ、評価を行い、今後の取組に反映させるものとする。